



Title	中世アラゴン連合王国における君主権力と政治形態 (13世紀中葉から14世紀中葉) —カタルーニャとアラゴン王国の事例—
Author(s)	中嶋, 耕大
Citation	大阪大学, 2018, 博士論文
Version Type	
URL	<a href="https://hdl.handle.net/11094/69635">https://hdl.handle.net/11094/69635</a>
rights	
Note	やむを得ない事由があると学位審査研究科が承認したため、全文に代えてその内容の要約を公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、 <a href="https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed">〈a href="https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed"〉</a> 大阪大学の博士論文について <a href="https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed">〈/a〉</a> をご参照ください。

*The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

## 論文内容の要旨

氏名 ( 中 嶋 耕 大 )

## 論文題名

中世アラゴン連合王国における君主権力と政治形態（13世紀中葉から14世紀中葉）—カタルーニャとアラゴン王国の事例—

## 論文内容の要旨

中近世のアラゴン連合王国の政治形態については、それを契約主義（*pactismo / pactisme*）的政治形態とみなす見解が 19 世紀の歴史家たちから、20 世紀のスペイン史の碩学であるビセンス・ビベスにかけて形成され、現在もなお通説として継承されている。こうした通説的な見解では、1283 年のカタルーニャとアラゴン王国における『1283 年法』および『アラゴン統一特権』の公布を画期として契約主義的政治形態が形成・発展し、それに伴い立法権、裁判権、特別献金の要求といった君主権力に制限が加えられたと理解されている。しかし、これは、15 世紀以降の言説で唱えられた契約主義的政治形態の諸特徴の起源を『1283 年法』と『アラゴン統一特権』に求めるという遡及的かつ法制史的な理解であり、契約主義的政治形態とそれに伴う君主権力の制限については、実態が十分に検討されることなく、1283 年から、契約主義的政治形態の確立に異論の余地がないとされている 14 世紀後半以降への単線的な発展が想定されているという問題が存在する。

ゴンサレス・アントンを始めとする研究者はこの問題を指摘し、通説の見解に異論を唱えている。彼らは、1283 年から 14 世紀前半までの時代を主たる対象として、通説が主張した種々の君主権力の制限のうち、立法権行使の制限・法規範の遵守義務・特別献金要求の制限、あるいは、アラゴン大法官の権能について、その実態を実証的に分析し、これらの制限が限定的であったことを明らかにしている。彼らの研究成果は通説的な理解の見直しを迫るとともに、君主が『1283 年法』や『アラゴン統一特権』などによって加えられた制限を受け入れず巻き返しを図った可能性を示すものである。したがって、通説では契約主義的政治形態の単線的な発展が想定されてきた 1283 年から 14 世紀前半にかけての時代を、君主による権力強化という視座から再検討する必要があると思われる。こうした問題意識のもと、本論文では、13 世紀中葉から 14 世紀中葉にかけてのカタルーニャとアラゴン王国における君主権力強化の試みを考察した。

第 1 章では、13 世紀中葉時点での君主の権力強化方針を把握するため、11 世紀後半から 13 世紀にかけて形成された『バルセロナ慣習法』、13 世紀中葉に編纂された『ペラ・アルベルトの封建慣習法集』および『アラゴン大法典』を主たる分析対象として、これらの法書・法典における君主権力の定義を明らかにし、カタルーニャとアラゴン王国において 13 世紀中葉の君主が確立を目指した権能がいかなるものであったかを考察した。これらの法書・法典で定義された君主権力の性質は、最高封主としての権能と国家君主としての権能の 2 つに分類される。まず、上述の法書・法典は揃って封主封臣間の権利義務を整理・明確化していた。これは、直臣である上級貴族層との封建の主従関係における君主（最高封主）の権力強化に法的根拠を提供するものであった。カタルーニャでは、『バルセロナ慣習法』で既に定められていた封臣の開城義務、封主による城砦や封の押収権、あるいは、封の横領禁止について『ペラ・アルベルトの封建慣習法集』が、開城義務を封臣の絶対的義務へと昇華させ、君主が城砦や封を押収可能な場合を明示し、城砦領域全体あるいは領域内の地所・権益の横領禁止を一層明確に規定していた。アラゴン王国では、『アラゴン大法典』が、上級貴族の開城義務と官職封の剥奪に関する国王の裁量権を規定し、官職封内の地所・権益の横領を保有貴族に禁止することで、国王の最高封主としての権力を再確認していた。次に、国家君主としての権能については、上述の法書・法典は、君主による立法権や全国的裁判権といった公権力の行使を正当化する法的基盤を整備していた。カタルーニャでは、『ペラ・アルベルトの封建慣習法集』が、君主を封建の主従関係を超越する国家の君主として位置付けつつ、君主の裁判権をカタルーニャ全域のあらゆる人・事物に及ぶ全国的裁判権と定義し、さらに、君主は流血裁判権を独占すると主張していた。また、『バルセロナ慣習法』では、君主が立法権を有する旨が主張され、さらに、それを単独で行使可能であると論じられていた。アラゴン王国では、『アラゴン大法典』が、「生来の主」という観念を用いて、国王が国家君主としての性格を有する旨を主張していた。立法権については、同法典の序文で、国王ハイメ 1 世自身が立法権者は国王であり、単独での立法権行使が可能という姿勢を示していた。また、裁判権については、同

法典は、国王を至高の裁判権者と位置付け、王国全域に対して上位の裁判権を有すると規定していた。さらに、このような至高の裁判権を実現する装置として同法典では、王国全域を包括し、領主裁判を下級審として従属させた集権的な国王裁判制度が定義され、並行して国王による流血裁判権の独占が主張されていた。

第2章前半では、13世紀末から14世紀中葉にかけての君主の権力強化の試みを考察した。この時代においても、君主が主張した権能は最高封主としての権能と、国家君主としての権能に分類される。前者については、カタルーニャでは、城砦領域の主従関係に対する君主の上位権が確認され、アラゴン王国では官職封の剥奪に関する裁量権を国王が有している旨が繰り返し主張された。後者については、カタルーニャとアラゴン王国双方で、君主は自らに国家君主の地位を要求していた。また、自らが立法権者であり単独での立法が可能であるという姿勢を示し、さらに、全国的裁判権あるいは流血裁判権を主張して上位の裁判権を確保しようと努めていた。以上のことから、『1283年法』と『アラゴン統一特権』を始めとする種々の法令において、官職封の剥奪に関する裁量権の制限、立法権行使の制限、既存の法規範の遵守義務、裁判権の制限といった君主権力の制限が規定されたにもかかわらず、君主はそれらを受け入れず、13世紀中葉以来の権力強化方針を継続・発展させることで巻き返しを図っていたことが判明した。さらに、第2章後半では、こうした権力強化方針が単なる君主側の企図に留まらず、ジャウマ・ダ・ムンジュイックやファン・ペレス・デ・パトス、ヒメノ・ペレス・デ・サラノバといった同時代の法学者から支持されていたことを確認した。このことは、14世紀前半の段階では、政治形態のみならず政体理念の面でも契約主義が優勢ではなかったことを示すものである。以上のことから、13世紀末から14世紀中葉にかけてのカタルーニャとアラゴン王国については、君主権力の制限は限定的であり、契約主義的政治形態という様相は希薄であったことが明らかとなった。むしろ同時期には、君主が前世紀中葉以来の君主権力強化方針を継続・発展させることで、契約主義の拡大に歯止めをかけることに一定の成功を取めたと考えべきである。

第3章では、13世紀後半から14世紀中葉にかけてのアラゴン連合王国の統治機構の整備・拡充を、主たる先行研究に基づいて整理した。その結果、君主による中央統治機構（尚書局、国王文書館、国王顧問会議、国王法院、中央財務機構）の整備・拡充と地方統治機構の再編は、君主の行政機関の充実と効率化を企図したものであることは明白であり、君主の権力強化の試みの一環として位置付けられることが確認された。なかでも、国王文書館による文書記録管理と台帳作成は、個々の領主に対して君主が最高封主、あるいは、流血裁判権者として上位権を要求することを資料面で支えるものであり、国王法院の常設化は、国王を最高判事とする国王裁判制度実現の一端を担うものであった。また、再編された地方行政区は、教会領・貴族領を含めて国家全域を包括する形を取っており、君主が主張する全国的裁判権の観念を可視化したものとなっていた。以上のことから、統治機構の整備・拡充もまた、通説が契約主義的政治形態が成立したとする1283年以降も、君主が13世紀中葉以来の権力強化方針を継続・発展させていたことを示す事例と理解可能である。

本論文でおこなった考察の結果、契約主義的政治形態が1283年に成立し14世紀前半において単線的に発展したとみなす通説に反して、実際には、少なくとも14世紀中葉までは、君主権力が制限されているという様相は希薄であり、むしろ、君主は『1283年法』および『アラゴン統一特権』の公布以降も前世紀中葉以来の君主権力強化方針を継続・発展させていたことが判明した。確かに、『1283年法』と『アラゴン統一特権』は14世紀後半以降における契約主義的政治形態の確立にとって法的基盤となるものであったが、14世紀中葉までの時代においては、それらが同政治形態の形成・確立という結果をもたらすか否かは未だ確定しておらず、君主が自己の権力強化を推進する余地が残されていたとみなすべきである。

## 論文審査の結果の要旨及び担当者

氏 名 ( 中 嶋 耕 大 )	
	(職) 氏 名
論文審査担当者	主 査 言語文化研究科教授 大内 一
	副 査 大阪大学名誉教授 江川 温
	副 査 言語文化研究科教授 長谷川 信弥
	副 査 言語文化研究科准教授 中本 香
	副 査 人間科学研究科准教授 鈴木 広和

## 論文審査の結果の要旨

本論文は、中世アラゴン連合王国の政治的特性とされる契約主義的統治形態（以下「契約主義」と記す）について、『アラゴン統一特権』（1283年）ならびにカタルーニャの『1283年法』の公布により「契約主義」が成立したとする通説的理解の妥当性を批判的に検討し、1283年から身分制議会の常設代表部が設置され「契約主義」が確立する14世紀後半までの時期に、王権と諸身分の間に統治形態をめぐる「せめぎ合い」が見られたことを実証することで、「契約主義」の成立に関する通説的理解に修正を加えることを目的とするものである。

序章では、先行研究の整理がなされている。アラゴン連合王国を構成した諸地域と君主との権力関係について、ペドロ3世による『アラゴン統一特権』（1283年）ならびにカタルーニャの『1283年法』の公布をもって諸身分による王権の制約が制度化され、以降、王権と諸身分との間の契約主義的統治形態が単線的に発展し近世に至るとする通説的理解を支える諸論文の実証性の不足を指摘するとともに、13世紀半ばから14世紀半ばまで王権強化の試みが継続的になされているとする近年の実証的な研究論文も丹念に検討し、13世紀半ばから14世紀半ばまでの本テーマに関する研究史を正確にまとめている。

第1章では、13世紀半ばについて、カタルーニャに関しては『バルセロナ慣習法』と『ペラ・アルベルトの封建慣習法集』、アラゴン王国に関しては『アラゴン大法典』を史料とし、封主・封臣関係に由来する官職封をめぐる君主権限の法制化や国家君主としての王の立法的権能や裁判権の法制化を示す法文の存在を指摘し、そこでは君主が最高封主であるとともに独立した立法権と至高の裁判権を有する国家君主として規定されていることを確認し、カタルーニャとアラゴン王国において、君主権力強化のための法的基盤形成が企図されたことを指摘した。

第2章では、1280年から14世紀半ばについて、『アラゴン統一特権』や『1283年法』による権力行使の制限に対抗するために君主が行った個別的な対応に着目し、それらが13世紀半ばに編纂された諸法典で企図された君主権力の強化の方向性に一貫して沿うものであることを指摘するとともに、この時期の法学者（ジャウマ・デ・ムンジュイック、ペレス・デ・パトス、ヒメノ・ペレス・デ・サラノバ）の著作を史料として、彼らが君主権力の強化を是としていたことを確認することで、この時期においては「契約主義」はまだ支配的ではなかったとし、「契約主義」が1283年以降単線的に発展したとする通説的理解に対し反証を行った。

第3章では、中世アラゴン連合王国の統治機構に関する既存の研究成果を整理し、13世紀後半から14世紀前半において、連合王国の中央における尚書局や国王文書館、国王顧問会議、国王法院、会計検査院の整備・拡充、地方における地方司法官管区と治安維持官管区の再編・設置という事実に着目し、これらの統治装置の発展は、君主による権力強化の企図がこの時期において確実に存続していたことの証左であると指摘した。

結論では、『1283年法』や『アラゴン統一特権』が諸身分に賦与されて以降も、『バルセロナ慣習法』や『アラゴン大法典』に依拠する君主による権力強化の試みが14世紀半ばまで継続されていたことから、1283年から14世紀半ばまでの時期は「契約主義」が必ずしも支配的ではなかったとし、「契約主義」が1283年以降近世に至るまで単線的に発展したとする通説的理解は妥当ではないと主張している。

本論文は、19世紀から近年に至るまでの先行研究を網羅的かつ丹念にまとめたうえで、多種の一次史料にあたり、先行研究の成果を網羅的にまとめたうえで、論点は小規模だが堅実な議論を展開しており、1283年から14世紀前半における王権と諸身分間との間の「せめぎ合い」の実態を実証的に再現したケーススタディとして、通説的理解の修正に著実に貢献するものとして高く評価できる。また、『バルセロナ慣習法』、『アラゴン大法典』、『ペラ・アルベルトの封建慣習法集』といった13世紀半ばの史料は、通説的理解ではほぼ有効性が認められず軽視されがちであったが、そこで表明された君主権力の法的基盤形成の企図が少なくとも14世紀半ばまで継続的に機能していたことを確認することでその史料的价值を再認識させた点も評価に値する。

ただ、14世紀半ば以降の「契約主義」に関する議論についての言及がほとんどなされていない点は、たとえその時期が「契約主義」の確立期であるとする議論に余地がないにしても、「契約主義」の発展に関する議論の枠組みの中で本論文が言及した時期の位置づけを不明確にする要因となり得るものであり、本文の構成上不適切であったと言わざるを得ない。また、統治機構の整備に関する記述については、個別的な実証研究が進んでいないという背景もあり、現時点での研究状況を総覧するというスタンスにならざるを得なかったことは理解できるが、そのことによる議論の限界や問題点を十分に認識していることを本論中に記述しておく必要があった。さらに、誤記やレイアウトの不備と思われる箇所が複数あり、推敲が不十分であることも否めない。

しかしながら、論文審査委員会は、このようなマイナス要素が、本論文が「契約主義」に関する通説的理解の修正に果たした貢献とそれに関する高い評価を大きく減じるものではないと判断し、加えて、同氏の中世カタルーニャ語や中世アラゴン語ならびにラテン語の読解力の高さを積極的に評価し、総合的な観点から、本論文が課程博士論文として求められる水準に十分に達していると認め、全員一致で「合格」の結論に達した。